

○神奈川県警察広報連絡員運用要綱の制定について

(平成9年3月18日例規第14号／神広発第50号)

最終改正 平成18年3月24日例規第20号神務発第548号

各所属長あて 本部長

高度情報化社会が到来し、情報に対する意識も大きく変化する中で、新聞、テレビをはじめとする報道機関等が果たす役割はますます増大してきており、警察活動に対する県民の理解と協力を得るためには、質と量の充実はもとより、更に迅速、的確な対応が要求され、広報活動を効果的に展開するに当たっては、報道対応が特に重要となってきたところである。

本県警察では、従来から報道機関に対する対応を効果的に推進するため、一定の警察署の警察官を広報連絡員に指定して運用してきたところであるが、より効果的な広報連絡の推進を図るため、このたび広報連絡員の運用基準として、別添のとおり「神奈川県警察広報連絡員運用要綱」を制定し、平成9年4月1日から実施することとしたので、その効果的運用に努められたい。

別添

神奈川県警察広報連絡員運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県警察広報規程(昭和49年神奈川県警察本部訓令第4号)第7条に規定する広報連絡員の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(広報連絡員の配置警察署等)

第2条 警察署(横浜市内を管轄する警察署を除く。以下同じ。)を別表のとおり5ブロックに区分し、それぞれのブロック内の一の警察署に広報連絡員を置く。

2 広報連絡員を置く警察署(以下「配置警察署」という。)は、川崎ブロックにあっては川崎警察署、横須賀ブロックにあっては横須賀警察署、藤沢ブロックにあっては藤沢警察署、小田原ブロックにあっては小田原警察署、相模原ブロックにあっては相模原警察署とする。

3 広報連絡員の指定は、警察本部長による広報県民課兼務辞令をもってこれを行う。

(任務)

第3条 広報連絡員は、自所属の広報連絡のほか、広報県民課長の指揮を受けて行う次の各号に掲げる活動を行い、ブロック内警察署の広報業務担当者の活動を補助するものとする。

- (1) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (2) 事件、事故等の現場広報に関すること。
- (3) 報道機関等に対する便宜供与に関すること。
- (4) 報道関係資料の収集、管理に関すること。
- (5) その他広報県民課長の特命に関すること。

(広報連絡員の活動への協力等)

第4条 職員は、広報連絡員の活動に積極的に協力しなければならない。

2 配置警察署長は、広報連絡の重要性を認識し、広報連絡員の活動に支障を来さないよ

う、配置、所掌事務等に配慮するものとする。

(派遣要請)

第5条 広報連絡員の配置のない警察署の警察署長は、事件、事故等の発生により広報連絡員の派遣を必要とするときは、広報県民課長に対して広報連絡員の派遣要請を行うものとする。

2 広報県民課長は、前項の派遣要請を受けたときは、当該派遣要請警察署が所属するブロックの配置警察署長と調整を図り、広報連絡員を派遣するものとする。

(集中運用)

第6条 広報県民課長は、特異重要事件、突発重大事故等の大規模な事案又は社会的反響の大きな事案が発生した場合において、広報連絡員を招集して運用(以下この条において「集中運用」という。)する必要があると認めるときは、警察本部長の承認を得て、これを行うことができる。

2 広報県民課長は、前項に規定する集中運用を行うときは、やむを得ない場合を除き、あらかじめ配置警察署長にその任務、期間、区域等を通知するものとする。

(広報連絡員会議)

第7条 広報県民課長は、広報連絡員の活動を的確かつ効果的に推進するため、必要に応じて広報連絡員会議を開催するものとする。

(活動上の留意事項)

第8条 広報連絡員は、次に掲げる事項に留意してその活動に当たるものとする。

- (1) ブロック内警察署の広報業務担当者と常に緊密な連携を図ること。
- (2) ブロック内の報道機関を計画的に巡回訪問し、良好な関係の保持に努めること。

(報告)

第9条 広報連絡員は、毎月の報道機関に対する巡回訪問計画を作成し、広報県民課長及び所属する警察署長に報告するものとする。

2 広報連絡員は、広報連絡に関する申入れ又は要望、広報業務に係る特異事項等を把握したときは、速やかに広報県民課長及び関係所属長に報告するものとする。

附 則(略)

別表

ブロック別警察署一覧表

ブロック名	警察署
川崎ブロック	川崎、川崎臨港、幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生
横須賀ブロック	横須賀、田浦、浦賀、三崎、葉山、逗子
藤沢ブロック	鎌倉、大船、藤沢、藤沢北、茅ヶ崎
小田原ブロック	平塚、大磯、小田原、松田、秦野、伊勢原
相模原ブロック	厚木、大和、座間、海老名、相模原、相模原南、相模原北、津久井